

愛媛幼稚園 選考基準

1. 原則として申込書が提出された順(郵送の場合は申込書が事務所に配達されたときを提出日とする)に受け入れる。
2. 利用申込が多数となり受け入れが不可能となった場合には、その日の申込者の中から次の順で選考し、それでも決定できない場合にはくじ引きを実施する。
 1. 入園の時点で兄弟姉妹が在園しているこども、当園で勤務する教職員のこども
 2. 兄弟姉妹が卒園児
 3. 当園の子育て支援の利用者（親子サークル、一時預かり保育）
 4. その他
3. 次の場合には受け入れを行わないことがある。
 1. こどもの障害の程度が当園の設備・人員等の受け入れ能力を超えており、教育・保育が困難な場合。
 2. スクールバスの運行が困難な地域で、スクールバスの利用を希望する場合。
 3. 月謝等の滞納が清算されていない場合、もしくは支払拒絶を宣言している場合

平成 26 年 11 月 20 日

平成 27 年 6 月 8 日

平成 31 年 3 月 改定

愛媛幼稚園 選考基準

4. 原則として申込書が提出された順(郵送の場合は申込書が事務所に配送されたときを提出日とする)に受け入れる。
5. 利用申込が多数となり受け入れが不可能となった場合には、その日の申込者の中から次の順で選考し、それでも決定できない場合にはくじ引きを実施する。
 1. 入園の時点で兄弟姉妹が在園していること
 2. 兄弟姉妹が卒園児または親子サークルから進級する場合
 3. その他
6. 次の場合には受け入れを行わないことがある。
 1. 子どもの障害の程度が当園の設備・人員等の受け入れ能力を超えており、教育・保育が困難な場合。
 2. スクールバスの運行が困難な地域で、スクールバスの利用を希望する場合。
 3. 月謝等の滞納が清算されていない場合、もしくは支払拒絶を宣言している場合

平成 26 年 11 月 20 日
平成 27 年 6 月 8 日 改定